

令和3年3月12日提出

令和3年2月市議会定例会

説明書・参考

議案第42号及び議案第43号

島 田 市

説 明 書

議案第42号 島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について

自家用有償旅客運送を実施する範囲を川根地区に限定しないこととするため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第43号 財産の減額貸付について

湯日小学校跡地利活用事業の優先交渉権者である株式会社アイワ不動産に対し、湯日小学校の土地及び建物を減額貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第42号	島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第43号	財産の減額貸付について	
	◇減額貸付の概要、位置図及び配置図 -----	3

議案第42号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市コミュニティバス条例

新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって住民の福祉を増進し、地域の活性化を促進するため島田市コミュニティバスを設置する。

(定義)

第2条 この条例において「島田市コミュニティバス」とは、市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により国土交通大臣の行う登録を受けて行う同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する同条に規定する自家用自動車をいう。

対 照 表

旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、川根地区における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって住民の福祉を増進し、地域の活性化を促進するため島田市コミュニティバスを設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 島田市コミュニティバス 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号の規定により、市が国土交通大臣の行う登録を受けて行う自家用有償旅客運送の用に供する同条の自家用自動車をいう。

(2) 川根地区 編入の日（平成20年4月1日をいう。）前の榛原郡川根町の区域をいう。

議案第43号 参 考

減額貸付の概要、位置図及び配置図

1 貸付の目的

令和3年3月末に閉校となる湯日小学校の土地及び建物について、効果的な利活用を図ることを目的とする。

2 貸付金額（月額）

貸付金額 330,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

不動産鑑定評価額 808,000円

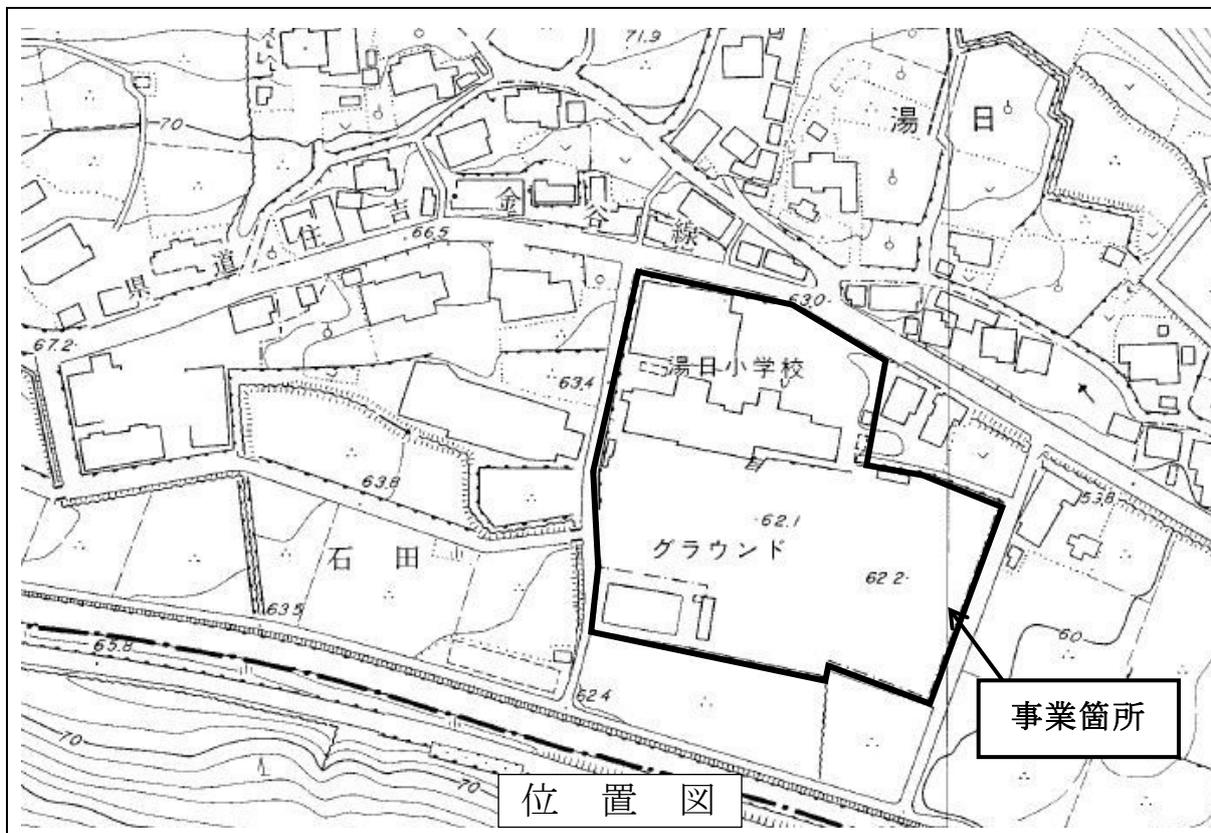
3 減額の理由

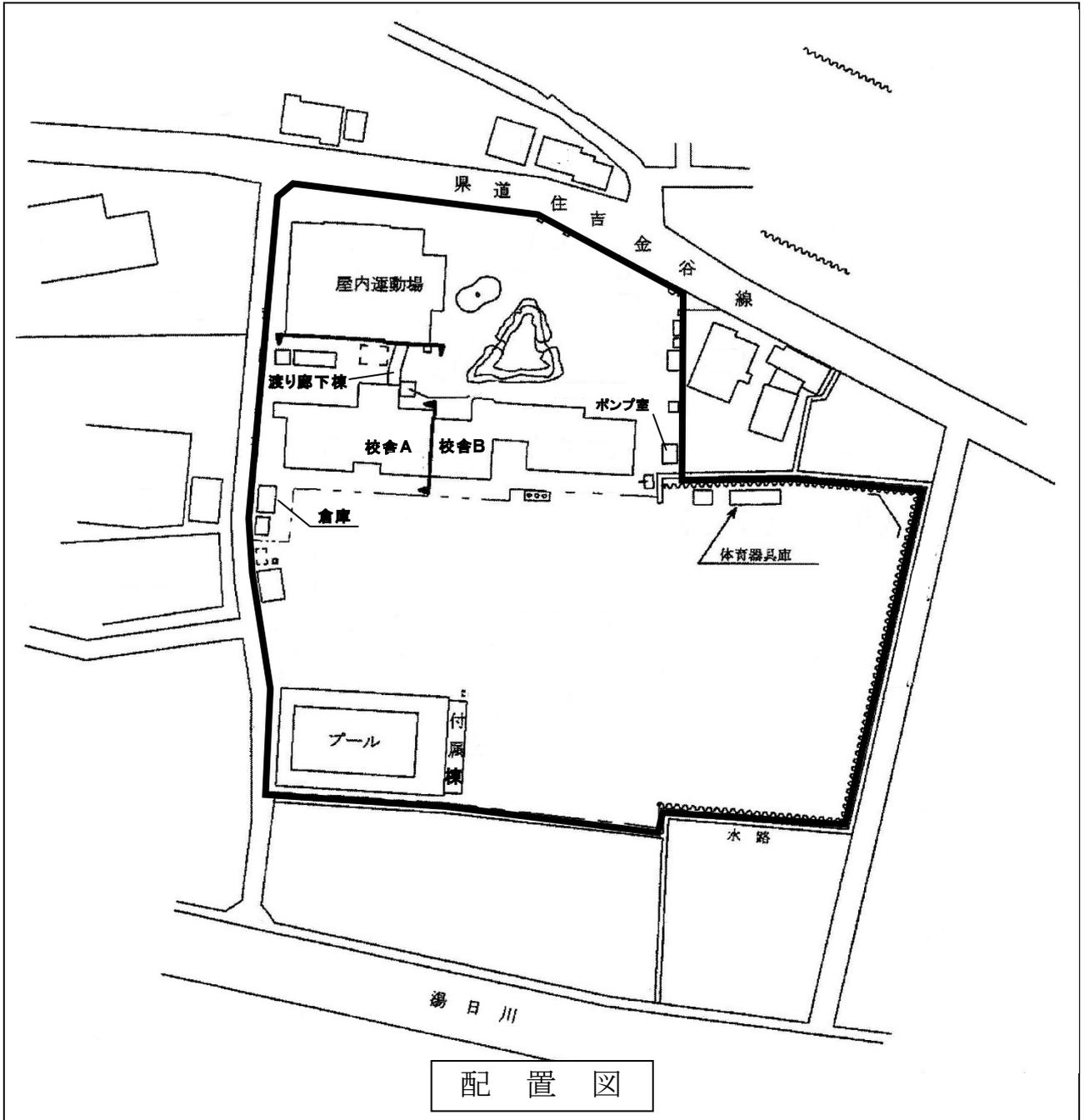
長期にわたる施設の安定的な利活用を図るとともに、地域コミュニティの活性化や賑わいの創出、地域振興につなげるため。

4 貸付後の活用予定

グランピング施設及びテレワーク施設

5 位置図及び配置図





配置図